

京都市告示第 388 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 1 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
北白川経57号線	左京区銀閣寺前町41番地の4地先から同町41番地の13地先まで	メートル 66.50	メートル 6.00 ~ 9.10
山科大宅緯74号線	山科区大宅御所田町115番地の3地先から同区大宅古海道町51番地の5地先まで	54.70	6.00 ~ 7.30
山科西野山緯73号線	山科区西野山射庭ノ上町242番地の1地先から同町266番地の3地先まで	61.00	6.00 ~ 11.50
久世137号線	南区久世大築町256番地の1地先から同町128番地の2地先まで	79.50	7.57 ~ 15.60
久世138号線	南区久世大築町173番地地先から同町170番地地先まで	100.90	9.06 ~ 16.50
久我経85号線	伏見区久我森の宮町12番地の4地先から同町12番地の5地先まで	103.10	6.00 ~ 9.10
久我経86号線	伏見区久我森の宮町13番地の123地先から同町13番地の5地先まで	104.00	6.01 ~ 9.95
久我経97号線	伏見区久我森の宮町12番地の61地先から同町12番地の7地先まで	103.70	6.00 ~ 11.90

(建設局土木管理部道路明示課)